

別紙

諮問第1049号

答 申

1 審査会の結論

本件部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下単に「法」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が令和○年○月○日から令和○年○月○日までの間に○○警察署の警察官に取り扱われた際に作成された110番処理簿」の開示を求める本件開示請求に対し、警視総監が令和5年6月9日付けで行った別表に掲げる本件不開示情報を不開示とする本件部分開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件部分開示決定は適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和5年12月21日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年3月14日に実施機関から理由説明書を、同年4月8日に審査請求人から意見書を収受し、同年4月16日（第190回第三部会）から同年7月23日（第193回第三部会）まで、4回審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 110番処理簿について

110番処理簿は、110番通報を受理した警視庁通信指令本部の指令担当者が事案を管轄する警察署に指令を発し、当該警察署において110番通報の内容及び現場に到着した警察官の活動結果を明らかにするために作成されるものである。

同処理簿は、「入電日時」、「入電事案名」、「処理結果」、「処理事案名」、「通報場所」、「発生場所」、「通報者」、「通報局」、「通知電話番号」、「聴取電話番号」、「緊配種別」、「事件内容及び犯人人相等」【訴出人等】、【処理てん末状況】等の各欄から構成されている。

これらの欄のうち、「入電事案名」欄には110番通報を受理した警察職員が評価又は判断した事案名が、「処理事案名」欄には通報に基づき行った処理結果から警察官が評価又は判断した事案名が、「通報場所」欄には通報者が通報を行った場所が、【事件内容及び犯人人相等】【訴出人等】欄には通報者の氏名や事件の内容等の通報内容が、「通報者」欄には目撃者、当事者といった通報者の種別が、「通報局」欄には通報に用いられた基地局名が、「通知電話番号」欄には通報に用いられた電話番号が、【処理てん末状況】欄には事案の概要や処理てん末のほか、関係者の氏名・住所などの人定情報等が、それぞれ記載されることになっている。

イ 本件対象保有個人情報及び本件不開示情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、「110番処理簿（〇〇警察署）（令和〇年、整理番号：〇月〇日 本部〇〇及び令和〇年、整理番号：〇月〇日 本部〇〇）」の2件の110番処理簿の各欄に記録されている情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報について、別表に掲げる本件不開示情報1から3までを不開示とする本件部分開示決定を行った。

ウ 審査会の審議事項

審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見書において、実施機関が特定した110番処理簿の件数は誤っていると主張するとともに、本件対象保有個人情報の不開示とした部分のうち、「入電事案名」、「処理事案名」、「事件内容及び犯人人相等」【訴

出人等】及び【処理てん末状況】の各欄に記録されている情報は、既知の情報であって、法78条を根拠に不開示とすべき理由はない旨主張している。

よって、審査会は、本件対象保有個人情報の特定の妥当性並びに本件部分開示決定において不開示とされた部分のうち、本件不開示情報2及び3の不開示妥当性について審議することとする。

エ 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

審査請求人は審査請求書、反論書及び意見書において、実施機関は110番処理簿の件数を2件と特定しているが、審査請求人が令和○年○月○日から令和○年○月○日までの間に特定場所で○○警察署の警察官と対応した件数は4件であるため、対象保有個人情報の特定が誤っている旨主張する。

これに対し、実施機関は、110番処理時における対象保有個人情報の特定について、以下のように説明する。

110番処理簿における保有個人情報の特定については、犯罪や事故の発生を緊急で通知する110番通報という特殊性から、その特定の際には記載された保有個人情報に真の開示請求者自身のものであるのか、細心の注意を払って判断している。

例えば、夫婦間のDV、児童虐待、近隣トラブル等のように、通報者以外の者であっても家族、同居人等の第三者が行った110番通報について、発生場所や通報内容等を知り得る状況にある場合、保有個人情報の特定の条件を、発生場所、通報内容等の一致のみで判断すると、通報者以外の者に対し通報者に関する情報が開示される可能性も懸念される。また、110番通報の現場に臨場した警察官が、通報者、目撃者、関係者等（以下「関係者等」という。）から個人情報を聴取した場合には、原則として110番処理簿に記載するが、関係者等と接触に至らない又は個人情報を聴取できない場合には、110番処理簿に関係者等の個人情報が記載されない場合もある。さらに、トラブルの発生により110番通報され、取り扱われた関係者等は、後の追及を避けるため、人定事項等を偽り回答する可能性もあり、特に慎重な特定をしている。

以上を踏まえて、審査請求人が提出した開示請求書の内容に基づき調査をしたところ、本件対象保有個人情報のほかに、同一の発生場所、類似の通報内容等が記載された110番処理簿に記録されている情報（以下「本件対象外保有個人情報」とい

う。)を1件検出したが、同一の発生場所、類似の通報内容等ではあるものの、人定事項に異なる部分があり、真に審査請求人を本人とする保有個人情報とは認められなかったことから、これを対象とせず、本件対象保有個人情報は2件の110番処理簿に記録されている情報であるとの判断をしたと説明する。

審査会が本件対象外保有個人情報を見分したところ、確かに当該情報は、発生場所、通報内容等において本件対象保有個人情報に類似する点があると認められるが、人定事項に本件対象保有個人情報と異なる部分が認められるところ、その相違は看過しがたい程度のものであり、このような不一致が生じている事実特に斟酌すべき事情も見出しがたい。対象保有個人情報の特定には記載された保有個人情報が真に開示請求者自身のものであるのか、細心の注意を払って判断しているとの実施機関の取扱いに相当であることからするに、本件対象外保有個人情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報であるとは認められない。

これらを踏まえると、本件対象外保有個人情報を特定せず、本件対象保有個人情報は2件の110番処理簿に記録されている情報であるとした実施機関による本件対象保有個人情報の特定は、妥当である。

オ 本件不開示情報の不開示妥当性について

(ア) 本件不開示情報2の不開示妥当性について

実施機関は、本件不開示情報2が開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、法78条1項2号に該当するとともに、開示することによって関係者等との信頼関係が損なわれ、今後の通信指令業務及び110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同項7号に該当すると説明する。

審査会が見分したところ、本件不開示情報2は、通報者が通報をした内容、その他通報者に関する情報及び開示請求者以外の者の氏名等の情報である。

110番通報は、警察が関係者等の秘密を守るという信頼関係に基づき、関係者等が事案の早期解決を求めて事案の内容等、自らが知り得る情報を警察に託しているものであるため、本件不開示情報2を開示することとなると、関係者等との信頼関係が損なわれ、今後、関係者等からの協力が得られにくくなるなど、通信指令業務の適正かつ円滑な運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報２は、法78条１項７号に該当し、同項２号該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

(イ) 本件不開示情報３の不開示妥当性について

実施機関は、本件不開示情報３について、警察官の事案処理に係る評価又は判断に関する情報であって、開示することにより、今後の110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

審査会が見分したところ、本件不開示情報３は、110番通報の現場に臨場した警察官が、通報現場の状況等から事案を総合的に評価、判断した経過又は結果について記載した内容であり、これらの情報を開示することとなると、事案処理を担当する警察官が開示された場合の影響を懸念して、記載内容を簡略化するなど110番処理簿の記載内容が形骸化し、その結果、110番通報に係る現場の状況、警察官が執った措置、処理てん末等の必要な情報が得られなくなるなど、事案処理に係る正確な事実の把握が困難になり、今後の通信指令業務及び110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報３は、法78条１項７号に該当し、不開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ

別表

本件不開示情報	不開示部分	不開示根拠
1	警察職員の氏名	法 78 条 1 項 2 号
		法 78 条 1 項 5 号
2 (審議対象)	・「入電事案名」欄に記録されている情報 ・「通報場所」欄に記録されている情報 ・「通報者」欄に記録されている情報 ・「通報局」欄に記録されている情報 ・「通知電話番号」欄に記録されている情報 ・【事件内容及び犯人等】【訴出人等】欄に記録されている情報 ・【処理てん末状況】欄に記録されている情報のうち開示請求者以外の個人に関する情報	法 78 条 1 項 2 号
		法 78 条 1 項 7 号
3 (審議対象)	・「処理事案名」欄に記録されている情報 ・【処理てん末状況】欄に記録されている情報のうち事案処理に係る評価又は判断に関する情報	法 78 条 1 項 7 号